不法行為　過失相殺　宅建 H12-08-1　≪#515≫

【問】 正誤をつけよ。

　Aが、その過失によってB所有の建物を取り壊し、Bに対して不法行為による損害賠償債務を負担した。Aの不法行為に関し、Bにも過失があった場合でもAから過失相殺の主張がなければ、裁判所は、賠償額の算定に当たって、賠償金額を減額することができない。

【答え】 誤り

≪ポイント≫（不法行為） 過失相殺

　被害者に過失があったときは、裁判所は、**これを考慮**して、**損害賠償の額を定めることができる。**（民法 722 条 2 項）

⇒ **当事者による過失相殺の主張がなくても、**裁判所は考慮することができる

⇒ 被害者側に過失があったとしても、**必ず過失相殺されるとは限らない**